

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画変更年度	令和 6 年度
計画主体	木更津市

木更津市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 木更津市経済部農林水産課
所在地 木更津市富士見一丁目 2-1
電話番号 0438-23-8444
FAX番号 0438-23-0075
メールアドレス nousui@city.kisarazu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル（アカゲザル・交雑種）・ハクビシン・アライグマ・キョン・タヌキ・ノウサギ・カルガモ・カラス・ドバト・スズメ・ヒヨドリ・キジ・スズガモ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	木更津市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻・豆類・果樹・野菜・いも類	6,697千円、3.6ha
ニホンジカ	豆類・果樹等	212千円、0.04ha
ニホンザル（アカゲザル・交雑種）	豆類・果樹・野菜	3,201千円、0.3ha
ハクビシン	水稻・豆類・果樹・野菜・いも類	1,481千円、0.51ha
アライグマ	豆類・果樹・野菜・いも類	5,042千円、1.43ha
キョン		
タヌキ	水稻・豆類・果樹・野菜・いも類	33千円、0.02ha
ノウサギ		
カルガモ		
カラス	果樹・野菜	293千円、0.11ha
ドバト		
スズメ	水稻	346千円、0.29ha
ヒヨドリ	果樹・野菜	515千円、0.16ha
キジ	野菜	516千円、0.22ha
スズガモ	アサリ	16,881千円、42.6トン

(2) 被害の傾向

<p>木更津市における鳥獣被害は、イノシシを中心として、農作物に被害を与えている。</p> <p>イノシシは、富来田地区及び鎌足地区で水稻や農地の掘り起こし等の被害が発生しているが、波岡地区及び清川地区にも拡大しており、被害は収穫期に限らず通年発生している。また、近年、小櫃川沿い周辺の農地に侵入している。</p> <p>ニホンジカについては、富来田地区及び鎌足地区において目撃・捕獲が増加傾向にあり、豆類や果樹の収穫時期を中心に農作物被害が拡大傾向にある。</p>

ニホンザル（アカゲザル・交雑種）は、富来田地区で果樹や野菜等の収穫時期などを中心に農作物被害が発生している。

ハクビシンによる農作物被害は、年間を通じてほぼ市内全域に拡大しており、家屋侵入等による生活環境被害も確認されている。

アライグマによる農作物被害は、年間を通じてほぼ市内全域に拡大しており、家屋侵入等による生活環境被害も確認されている。

キョンについては、富来田地区及び鎌足地区において目撃・捕獲が増加傾向にあり、今後、農作物被害が拡大すると思われる。

タヌキによる農作物被害は、年間を通じてほぼ市内全域に拡大しており、家屋侵入等による生活環境被害も確認されている。

ノウサギは、富来田地区及び鎌足地区で目撃情報があり、今後被害が報告される可能性がある。

鳥類に関しては、年間を通じて市内一円で被害が発生しており、カラス・ヒヨドリは果樹・野菜で多くの食害があり、スズメは水稻の被害を与えている。また、キジは野菜の被害を与えている。カルガモ・ドバトについては目撃・捕獲があり、今後被害が報告される可能性がある。

スズガモによる被害は水産物（アサリや養殖のり）への食害が発生しているが、減少傾向にある。

（3）被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	6,697千円 3.6ha	4,687千円 2.52ha
ニホンジカ	212千円 0.04ha	148千円 0.02ha
ニホンザル（アカゲザル・交雑種）	3,201千円 0.3ha	2,240千円 0.21ha
ハクビシン	1,481千円 0.51ha	1,036千円 0.35ha
アライグマ	5,042千円 1.43ha	3,529千円 1ha
キョン	—	—
タヌキ	33千円 0.02ha	23千円 0.01ha
ノウサギ	—	—
スズメ・カラス・カルガモ・ヒヨドリ・ドバト・キジ	1,670千円 0.78ha	1,169千円 0.54ha
スズガモ	16,881千円 42.6トン	11,816千円 29.8トン

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題																								
捕獲等に関する取組	<p>木更津猟友会、木更津鳥獣被害をなくす会への捕獲委託契約により捕獲を実施し、国・県補助と併せ捕獲経費の助成を行った。</p> <p>箱わな整備実績</p> <table border="0"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>大型獣用</td> <td>30基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小型獣用</td> <td>36基</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>大型獣用</td> <td>20基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サル用</td> <td>10基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小型獣用</td> <td>32基</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>大型獣用</td> <td>10基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サル用</td> <td>4基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小型獣用</td> <td>22基</td> </tr> </table>	令和元年度	大型獣用	30基		小型獣用	36基	令和2年度	大型獣用	20基		サル用	10基		小型獣用	32基	令和3年度	大型獣用	10基		サル用	4基		小型獣用	22基	<p>従事者の高齢化、担い手不足により、活動範囲の縮小と捕獲計画の達成が懸念されるため、従事者確保について今後の検討が必要である。</p>
令和元年度	大型獣用	30基																								
	小型獣用	36基																								
令和2年度	大型獣用	20基																								
	サル用	10基																								
	小型獣用	32基																								
令和3年度	大型獣用	10基																								
	サル用	4基																								
	小型獣用	22基																								
防護柵の設置等に関する取組	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、木更津市有害鳥獣対策協議会を事業主体とした物理柵、電気柵を設置した。</p> <p>設置実績</p> <table border="0"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>ワイヤーメッシュ柵</td> <td>16,821m</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>ワイヤーメッシュ柵</td> <td>10,931m</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>実績なし</td> <td></td> </tr> </table>	令和元年度	ワイヤーメッシュ柵	16,821m	令和2年度	ワイヤーメッシュ柵	10,931m	令和3年度	実績なし		<p>防護柵設置後は未設置の農地へと有害獣が移動し被害を引き起こしている。</p> <p>また、過去に設置した防護柵の老朽化に伴い、今後、集落単位の維持修繕等の費用が発生すると思われる。</p>															
令和元年度	ワイヤーメッシュ柵	16,821m																								
令和2年度	ワイヤーメッシュ柵	10,931m																								
令和3年度	実績なし																									

(5) 今後の取組方針

有害鳥獣被害対策に対する共通認識を持ち、補助事業を活用した防護柵設置による防除を進め、効果的な捕獲を実施できる体制を整備していく。

また、生息環境管理として、放任果樹の除去、緩衝帯の整備を実施できる体制を地元や関係機関と連携し整備していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

木更津猟友会、木更津鳥獣被害をなくす会への捕獲委託契約により捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度から令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル (アカゲザル・交雑種) ハクビシン アライグマ キョン タヌキ ノウサギ 鳥類	地元等と連携し、農作物の生育状況及び被害状況を把握したうえで捕獲機材の整備等を行い、効果的な捕獲を行う。 また、猟友会による銃器及びわな、木更津鳥獣被害をなくす会によるわなによる捕獲の実施をするとともに、水産物の被害状況を把握した上で、猟友会による猟銃での捕獲及び追い払いを行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲実績や被害地域の状況を把握し、県の千葉県第二種特定鳥獣管理計画、特定外来生物防除実施計画等も踏まえて設定している。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	1,800頭	2,000頭	1,300頭
ニホンジカ	350頭	500頭	300頭
ニホンザル(アカゲザル・交雑種)	50頭	40頭	20頭
ハクビシン	150頭	200頭	100頭
アライグマ	400頭	600頭	350頭
キョン	300頭	400頭	200頭
タヌキ	200頭	120頭	100頭
カルガモ	100羽	100羽	100羽
カラス	300羽	300羽	300羽
ドバト	100羽	100羽	100羽

スズメ	1,000羽	1,000羽	1,000羽
ヒヨドリ	300羽	300羽	300羽
キジ	60羽	60羽	60羽

捕獲等の取組内容
農作物被害は通年発生しているため、木更津猟友会、木更津鳥獣被害をなくす会との捕獲委託契約により、くくりわなや箱わなを農村地域、その周辺地域を中心に設置し、適正な捕獲に取り組む。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

必要に応じて千葉県と協議していく

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル（アカゲザル・交雑種）、ハクビシン、アライグマ、キョン、タヌキ、ノウサギ	物理柵 電気柵 5,000m	物理柵 電気柵 5,000m	物理柵 電気柵 5,000m

(2) その他被害防止に関する取組

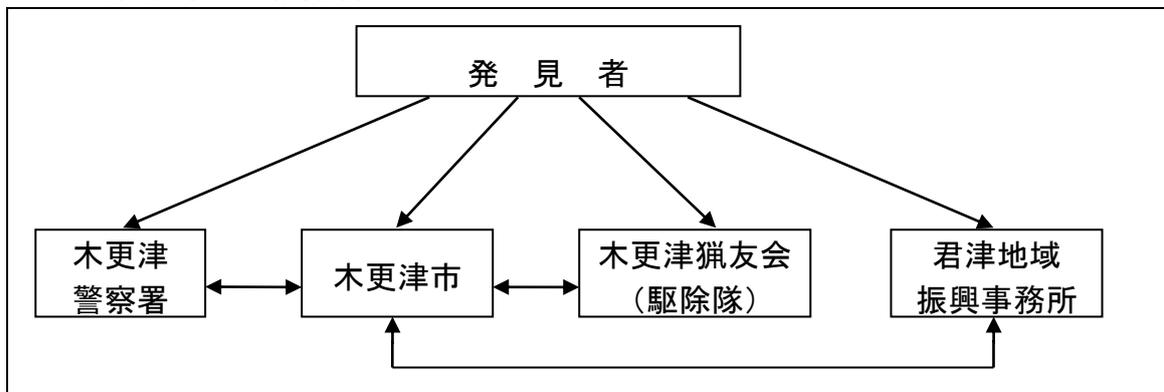
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度から令和7年度	イノシシ、ニホンザル（アカゲザル・交雑種）アライグマ、ハクビシン、ニホンジカ、キョン、ノウサギ、タヌキ鳥類	物理柵・電気柵の設置者への適正な管理指導を行うとともに、生息環境管理として放任果樹の除去、緩衝帯の整備等を実施できる体制を地元や関係機関と連携し取り組む。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
木更津市役所	有害鳥獣の捕獲依頼、関係機関との連絡調整
木更津警察署	現場封鎖や交通規制等による住民の安全確保や必要に応じ、市と連携した対応を図る
木更津市猟友会（駆除隊）	有害鳥獣の捕獲・追払い
木更津鳥獣被害をなくす会	有害獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の処理については、埋設・焼却・放獣（ニホンザル：追跡調査対象個体）・食肉利用とする。

アライグマについては、千葉県アライグマ防除実施計画の捕獲個体の取り扱いに基づき実施する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲従事者の埋設作業にかかる負担軽減を図ることで、捕獲数の増加に繋げることを目的として、処理加工施設を整備し食肉利用を行っている。また、ICTを活用し捕獲から食肉利用までの流れを円滑に行えるよう推進する。

・令和3年度年間処理頭数

イノシシ 323頭

シカ 114頭

施設には基本的に市内で捕獲された全てのイノシシの個体を搬入。食肉利用できない個体については施設で細断を行い、市内の焼却施設で処分を行う。

・運営管理 木更津市有害鳥獣対策協議会構成員による。

・食品としての安全性の確保。

・冷凍施設により通年での需要に対応する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
木更津市役所	被害防止計画の策定、協議会事務局の運営
木更津市農業協同組合	被害状況の情報提供、対策
千葉県農業共済組合ぼうそう支所	被害状況の情報提供、対策
木更津猟友会	有害鳥獣捕獲の担い手
地元区代表	被害状況の情報提供、対策
鳥獣保護管理員	鳥獣による農林水産業に係る被害防止の指導
株式会社KURKKU FIELDS	獣類の食肉利用及び中間処理
木更津鳥獣被害をなくす会	有害獣捕獲の担い手

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	被害対策の取組支援
君津地域振興事務所	捕獲許可、捕獲に係る指導
君津農業事務所	防除、生息環境管理等に対する支援、指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成30年8月20日設立 構成員（令和4年度）市職員10名、民間3名 小型獣用箱わな貸し出し、回収、大型獣用わな見回り、農作物被害相談・現地確認等を行う。今後の取り組みについて検討する。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

関係団体と捕獲機材、ノリ網を利用した簡易防護柵の講習会などを開催することにより、鳥獣被害防止に努める。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市・関係機関と情報交換を行いながら連携を図る。 地域全体で放任果樹の除去や防護柵の設置等を実施するなど、取り組みを図る。
